

「ふくしまから はじめよう。」ロゴマーク使用基準

(目的)

第1 この使用基準は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した福島県（以下、「本県」という。）が、県民等と一体となり新生ふくしまの創造に向けた気運醸成のため作成した「ふくしまから はじめよう。」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2 ロゴマークとは、以下の画像をいう。



(使用の基準等)

第3 ロゴマークは、本県の復興、支援、応援等の目的または、本県を広くPRする目的で使用する場合に、使用を認めるものとする。

ただし、次の各号の一に該当する場合には使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に違反する場合
- (2) 選挙運動、布教活動を助長するおそれがある場合
- (3) 本県のイメージを傷つけたり、復興の妨げとなるおそれがある場合
- (4) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する
場合
- (5) ロゴマークのみを使用して、製品化して営利目的で販売する場合（例：ピンバッジ、ステッカー、シール、Tシャツ、ハンカチ、ストラップ等）

ただし、県の機関や県の関連団体等が使用する場合は別途定める

- (6) 全各号に掲げるもののほか、知事が不適當であると認めた場合

(使用の届出)

第4 ロゴマークを使用して製品化し、有償で頒布する場合は、原則として事前に使用届出書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、名刺、封筒、パンフレット等の印刷物に使用する場合は、届出書を提出する必要はない。

- 2 使用届出書を提出した後で、届出内容と異なる使用をするときは使用変更届出書（別記第2号様式）を知事に提出しなくてはならない。

(使用条件)

第5 ロゴマークの使用については、県が提供するデザインの画像データを使用するものとする。縦・横の比率、バランス、デザイン及び色の変更は認めない（モノクロでの使用は可。）。

(使用改善・取消)

第6 県が、ロゴマークについて、上記第3条の基準及び5条の条件を逸脱する使用を発見したときは、知事は使用者に対し改善を求めることができるものとする。使用者が改善の指示に応じない場合は、知事は使用の取消を求めることができるものとする。

(使用料)

第7 使用料は、原則として無償とする。

(その他)

第8 ロゴマークは、本県の復興への取り組みを広く知ってもらい、新生ふくしまの創造の気運醸成するために使用するものであり、県がロゴマーク使用者の事業の推奨や商品の品質保証を示すものではない。

付則

この使用基準は、平成24年 3月11日から施行する。

付則

この使用基準は、平成26年 2月14日から施行する。